

議案第 1 号

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱の  
一部を改正する要綱の制定について

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱の一部を改正する要綱を、  
別紙のとおり制定する。

平成 30 年 1 月 25 日  
佐久市教育委員会教育長

平成 30 年 1 月 日  
佐久市教育委員会

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱の一部を改正する  
要綱

**【改正理由】**

これは、佐久市就学援助費の申請について、申請者による記入の誤りを少なくするため、佐久市就学援助費受給認定申請書の様式の改正を行おうとするものであります。

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱の一部を改正する  
要綱

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

**新 様式(表面)**

様式第1号(第4条関係)

**佐久市就学援助費受給認定申請書**

(申請先)佐久市教育委員会

学校名(

学校)

本年度の就学援助を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、支給対象者の要件に該当するか否かを認定するため、市教育委員会が私及び私と同一の世帯に属する者の所得その他必要な事項の確認を、市税務課など関係部署が保管している課税台帳、資料等により行うことに同意します。

また、民生児童委員等の聞き取りに協力するとともに、年度の中途において支給認定が取り消された場合は、援助費を返還します。

年 月 日

保護者住所：佐久市

保護者氏名： 印

行政区( ) 電話番号( - - )

世帯の状況		氏名	続柄	生年月日	学校(学年・組)・勤務先	収入	
*児童生徒本人と生計を一にしている者 全員を記入してください	フリガナ						
	申請者(保護者)			・		有・無	
	児童生徒		本人	・	学校 年 組	有・無	
	家族				・		有・無
					・		有・無
					・		有・無
					・		有・無

該当番号に○をしてください 援助を受けた理由	1 生活保護の停止又は廃止を受けた 2 市民税が非課税である 3 児童扶養手当を受給している 4 職業が不安定である 5 災害により生活が困難である		6 市民税・事業税・固定資産税が減額・免除 7 国民年金掛金・国民健康保険料が減額・免除 8 生活福祉資金の貸付を受けている 9 職業安定所登録の日雇い労働者である 10 その他 理由〔		住居の現状	
			〕 1 持家 2 借家 借間 〔家賃 円/月〕 3 その他 ( )			

\*新1年生の保護者の方のみ  をお願いします。

新入学児童等学用品費の入学前支給を、佐久市・他市町村で  受けた  受けていない

※裏面もご記入ください。

## 新 様式(裏面)

〈就学援助費振込先の記入について〉

①・②どちらかにご記入ください。

原則、①の保護者口座へ振込となります。ただし、申請当初より学校長に委任をされる場合、学校長口座への振込となりますので②の委任状のみご記入ください。

①認定された場合、就学援助費を下記の口座に振り込んでください。

(保護者の口座をご記入ください。)

金融機関名	支店等名	口座の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
		普通 当座		

※下記の委任状は記入不要です。

②学校長に委任をします。

(ご署名・ご捺印ください。)

### 委 任 状

私は、佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱により支給される、年度の就学援助費支給金の代理受領の権限を学校長に委任します。

なお、学校納付金(給食費・学年費・校外活動費・修学旅行費)に滞納が生じた場合は、当該就学援助費を滞納額に充当することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

印

\*ここからは保護者の方は記入しないでください

#### 学校長の意見

就学援助費の支給が必要と認められる。  
(理由)

就学援助費の支給が必要と認められない。  
(理由)

学校長

印

#### 認定結果

就学援助費を支給する。  
( 年 月 日から )  
(理由)

就学援助費を支給しない。  
(理由)

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給  
要綱第3条第 号の ( ) に該当

学校長

印

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

# 旧 様式 (表面)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

## 佐久市就学援助費受給認定申請書

(申請先) 佐久市教育委員会

学校名 ( ) 学校)

ふりがな 申請者名 (保護者)		住 所	佐久市 行政区( )電話( - - )		
世帯の状況 <small>*現に生計を一にしている者全員を記入してください</small>	氏名(個人番号)	続柄	生年月日	勤務先・学校(学年・組)	収入
	個人番号( )	本人	. .		有・無
	個人番号( )		. .		有・無
	個人番号( )		. .		有・無
	個人番号( )		. .		有・無
	個人番号( )		. .		有・無
	個人番号( )		. .		有・無
援助を受けたい理由 <small>(該当番号に○をしてください。)</small>	<ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護が停止又は廃止になりました。</li> <li>市民税が課税されていません。</li> <li>市民税・事業税・固定資産税の減額・免除を受けています。</li> <li>国民年金掛金・国民健康保険料の減額・免除を受けています。</li> <li>児童扶養手当の支給を受けています。</li> <li>生活福祉資金の貸付けを受けています。</li> <li>保護者が職業安定所登録日雇労働者です。</li> <li>保護者の職業が不安定で生活が困難です。</li> <li>災害、事故、疾病等により生活が困難です。</li> <li>その他(理由)</li> </ol>			住居の現状  <ol style="list-style-type: none"> <li>持家</li> <li>借家 借間 借賃 〔 円/月〕</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	
就学援助を受けたいので、上記のとおり申請します。 なお、支給対象者の要件に該当するか否かを認定するため、市教育委員会が私及び私と同一の世帯に属する者の所得その他必要な事項の確認を、市税務課など関係部署が保管している課税台帳、資料等により行うことに同意します。 また、民生児童委員等の聞き取りに協力するとともに、年度の中途において支給認定が取り消された場合には、援助費を返還します。 <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 <span style="float: right;">印</span></p>					

## 旧 様式 (裏面)

認定された場合、就学援助費・学校給食費を下記口座に振り込んで下さい。

(代理受領の場合は学校長口座)

金融機関名	支店等名	口座の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
		普通 当座		

(※学校長に委任される方は下記委任状もご記入ください)

### 委 任 状

私は、佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱により支給される、年度の就学援助費及び学校給食費の支給金の代理受領の権限を学校長に委任します。

年 月 日

保護者氏名

印

※ここからは保護者の方は記入しないでください

### 学校長の意見

就学援助費の支給が必要と認められる。  
(理由)

就学援助費の支給が必要と認められない。  
(理由)

学校長

印

### 認定結果

就学援助費を支給する。  
(年 月 日から)  
(理由)

就学援助費を支給しない。  
(理由)

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱第3条第 号の ( ) に該当

認定結果

学校長確認

学校長

印

議案第 2 号

佐久市少年センター補導委員の委嘱について

佐久市少年センター条例（平成 17 年佐久市条例第 208 号）第 6 条及び第 8 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

平成 30 年 1 月 25 日  
佐久市教育委員会教育長

平成 30 年 1 月 日  
佐久市教育委員会



佐久市少年センター補導委員（案）

（任期【残任期間】：平成29年12月31日～平成31年3月31日）

ふりがな 氏名	住所	所属等	新任・再任
こばやし みつお 小林 光男	佐久市鳴瀬	各地区より選出	新任

## 協議事項 ア

### 教職員の働き方改革プロジェクトチーム設置要領

#### 【制定理由】

これは、学校と教職員が担うべき業務の明確化、分業化、協業化、効率化等について協議するために、教職員の働き方改革プロジェクトチームを設置するものであります。

### 教職員の働き方改革プロジェクトチーム設置要領

#### (目的)

第1条 佐久市立小中学校における授業の質を高め、児童生徒の学力の向上を実現するために、教職員の働き方改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、学校と教職員が担うべき業務の明確化、分業化、協業化、効率化等について協議する。

#### (組織)

第2条 プロジェクトチームは、第4条第1項で定める佐久市立小中学校教職員及び佐久市教育委員会事務局職員を委員として構成する。

#### (事務)

第3条 平成29年12月26日文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」及び平成29年11月15日長野県教育委員会策定「信州発スクールイノベーション 学校における働き方改革推進のための基本方針」に基づき、佐久市立小中学校として取り組むべき事項について協議する。

#### (委員及び役員)

第4条 プロジェクトチームの委員は、別表1のとおりとする。

2 委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会議を総理し、プロジェクトチームを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 会議の日程調整、会場の手配及び会議の記録は、学校教育課が行う。

#### (報告)

第6条 委員長は、会議の協議結果等について、教育長に報告する。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月25日から施行する。

別表1 (第4条関係)

教職員の働き方改革プロジェクトチーム委員		
学校	学 校 長	2名
	教 頭	3名
	教務主任	4名
	養護教諭	1名
	事 務	1名
教育委員会事務局	学校教育課長	
	教育施設課長	
	学校給食課長	
	主幹指導主事	
	体育課長	
	学校運営支援員	2名

教職員の働き方改革プロジェクトチーム委員（案）

○学校 11名

役職名	小学校氏名	中学校氏名
学 校 長（2名）	渡邊 秀二（浅科小）	田中 好文（野沢中）
教 頭（3名）	中島 恵子（高瀬小）	大平 尚幸（浅科中）
		伊藤 雄基（浅間中）
教務主任（4名）	米山 忍（佐久平浅間小）	岩松 裕一（中込中）
	荒井 朋子（田口小）	松本 英知（東中）
養 護（1名）	油井 恵（臼田小）	
事 務（1名）	山浦 淑恵（平根小）	

○教育委員会事務局 7名

役職名	氏 名
学校教育課長	木内 雅弘
教育施設課長	神津 康志
学校給食課長	野村 秀俊
主幹指導主事	吉澤 基
体 育 課 長	春山也寸志
学校運営支援員	児玉 尚也
学校運営支援員	小林 克雄

協議事項 イ

佐久市体育施設条例の一部を改正する条例

【改正理由】

これは、都市公園施設の一部を体育施設とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市体育施設条例の一部を改正する条例

佐久市体育施設条例（平成17年佐久市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

県民佐久運動広場屋内ゲートボール場	佐久市取出町455番地
-------------------	-------------

」

を

「

県民佐久運動広場屋内ゲートボール場	佐久市取出町455番地
駒場公園マレットゴルフ場	佐久市猿久保55番地
千曲川スポーツ交流広場マレットゴルフ場	佐久市鳴瀬505番地1

」

に改める。

別表第2中

「

佐久	洞源湖マレットゴルフ場			無料
----	-------------	--	--	----

」

を

「

佐久	駒場公園マレットゴルフ場			無料
	千曲川スポーツ交流広場マレットゴルフ場			無料
	洞源湖マレットゴルフ場			無料

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市体育施設条例（平成17年4月1日条例第211号）

新					旧				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称		位置			名称		位置		
略					略				
県民佐久運動広場屋内ゲートボール場		佐久市取出町455番地			県民佐久運動広場屋内ゲートボール場		佐久市取出町455番地		
駒場公園マレットゴルフ場		佐久市猿久保55番地			洞源湖マレットゴルフ場		佐久市前山337番地9		
千曲川スポーツ交流広場マレットゴルフ場		佐久市鳴瀬505番地1			略				
洞源湖マレットゴルフ場		佐久市前山337番地9							
略									
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
地区	施設名	時間	区分	金額	地区	施設名	時間	区分	金額
佐久	駒場公園マレットゴルフ場			無料	佐久	洞源湖マレットゴルフ場			無料
	千曲川スポーツ交流広場マレットゴルフ場			無料		略			
	洞源湖マレットゴルフ場			無料	略				
	略								
略									

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。